

横須賀市報

号外第22号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇許認可等の標準処理期間に関する規則等中一部改正……	1
◇事務分掌規則中一部改正……	〃
◇職員の希望降任に関する規則中一部改正……	2
◇横須賀市職員の退職管理に関する規則中一部改正……	3
◇初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則中一部改正……	〃
◇職員の管理職手当に関する規則中一部改正……	〃
訓 令 甲	
◇公共施設マネジメント戦略会議設置規程中一部改正……	〃
◇自殺対策推進本部設置規程等中一部改正……	〃
◇危機事案対策本部等設置規程中一部改正……	〃
◇専決規程中一部改正……	〃
◇公文書管理規程中一部改正……	6
◇横須賀市職員人事評価規程中一部改正……	〃
◇中学校完全給食推進本部設置規程廃止……	7
訓 令 乙	
◇行政組織条例の一部改正及び事務分掌規則の一部改正に伴い人事異動通知書を発せられない職員の勤務について……	〃
◇福祉部福祉総務課ほか8課に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について中一部改正……	〃
教育委員会規則	
◇教育委員会事務局等事務分掌規則中一部改正……	〃
◇教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則中一部改正……	〃

規 則

横須賀市規則第99号

許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

横須賀市長 上地 克明

許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する規則

(許認可等の標準処理期間に関する規則の一部改正)

第1条 許認可等の標準処理期間に関する規則(平成13年横須賀市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第5項表以外の部分中「福祉部」を「民生局福祉部」に改め、同表第6項表以外の部分中「健康部」を「民生局健康部」に改め、同表第7項表以外の部分中「こども育成部」を「民生局こども育成部」に改め、同表第8項表以外の部分中「こども家庭支援センター」を「民生局こども家庭支援センター」に改める。

(横須賀市情報セキュリティ規則の一部改正)

第2条 横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「福祉部長 健康部長 こども育成部長 こども家庭支援センター長」を「民生局福祉部長 同健康部長 同こども育成部長 同こども家庭支援センター長」に改める。

(予算決算及び会計規則の一部改正)

第3条 予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第100条第1項の表福祉部福祉総務課の項中「福祉部福祉

総務課」を「民生局福祉部福祉総務課」に改め、同表福祉部地域福祉課の項中「福祉部地域福祉課」を「民生局福祉部地域福祉課」に改め、同表福祉部介護保険課の項中「福祉部介護保険課」を「民生局福祉部介護保険課」に改め、同表福祉部健康保険課の項中「福祉部健康保険課」を「民生局福祉部健康保険課」に改め、同表健康部健康総務課の項中「健康部健康総務課」を「民生局健康部健康総務課」に改め、同表健康部市立病院課の項中「健康部市立病院課」を「民生局健康部市立病院課」に改め、同表健康部健康安全科学センターの項中「健康部健康安全科学センター」を「民生局健康部健康安全科学センター」に改め、同表こども育成部こども育成総務課の項中「こども育成部こども育成総務課」を「民生局こども育成部こども育成総務課」に改め、同表こども育成部こども青少年給付課の項中「こども育成部こども青少年給付課」を「民生局こども育成部こども青少年給付課」に改め、同表こども育成部こども健康課の項中「こども育成部こども健康課」を「民生局こども育成部こども健康課」に改め、同表こども育成部保育課の項中「こども育成部保育課」を「民生局こども育成部保育課」に改め、同表こども育成部幼児児童施設課の項中「こども育成部幼児児童施設課」を「民生局こども育成部幼児児童施設課」に改め、同表こども家庭支援センターこども家庭支援課の項中「こども家庭支援センターこども家庭支援課」に改める。

(横須賀市病院事業財務規則の一部改正)

第4条 横須賀市病院事業財務規則(昭和43年横須賀市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文中「健康部市立病院課長」を「民生局健康部市立病院課長」に改める。

(福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第5条 福祉事務所事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「福祉部長」を「民生局福祉部長」に改め、同条第4項中「福祉部、こども育成部又はこども家庭支援センター」を「民生局福祉部、民生局こども育成部又は民生局こども家庭支援センター」に改める。

(横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部改正)

第6条 横須賀市介護保険条例等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第30条中「福祉部介護保険課」を「民生局福祉部介護保険課」に改める。

(横須賀市環境マネジメントシステム規則の一部改正)

第7条 横須賀市環境マネジメントシステム規則(平成19年横須賀市規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)第1条に定める部の項中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市規則第100号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

横須賀市長 上地 克明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「健康部」を「民生局健康部」に、「こども育成部」

を「民生局子ども育成部」に改める。

第2条第8号中「福祉部」を「民生局福祉部」に改め、同条第9号中「健康部」を「民生局健康部」に改め、同条第10号中「子ども育成部」を「民生局子ども育成部」に改め、同条第11号中「子ども家庭支援センター」を「民生局子ども家庭支援センター」に改める。

第3条第1項中「部に」を「局（行政組織条例（昭和44年横須賀市条例第24号）第1条第2項に規定する民生局をいう。以下同じ。）に局長を、部に」に、「子ども家庭支援センター」を「民生局子ども家庭支援センター」に改める。

第4条第1項中「部長及び担当部長並びに課長、担当課長及び医長並びに係長」を「局長、部長、担当部長、課長、担当課長、医長、係長」に、「部長等」を「局長等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「部長等」を「局長等」に改め、同項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 局長 局内の事務の総括管理に関すること。

第13条（見出しを含む。）中「福祉部」を「民生局福祉部」に改め、同条福祉総務課の部第10号中「部内」を「局内（局に属する部の部内を除く。）及び部内」に改める。

第14条の見出し及び同条列記以外の部分中「健康部」を「民生局健康部」に改める。

第15条の見出し及び同条列記以外の部分中「子ども育成部」を「民生局子ども育成部」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「子ども家庭支援センター」を「民生局子ども家庭支援センター」に改める。

第25条第4項、第5項及び第8項第6号中「健康部長」を「民生局健康部長」に改める。

第26条健康づくり課の部第9号中「ものは」を「ものを」に改める。

第26条の2第2項中「子ども家庭支援センター長」を「民生局子ども家庭支援センター長」に改め、同条第3項中「子ども家庭支援センター」を「民生局子ども家庭支援センター」に改め、同条第7項中「子ども家庭支援センター児童相談課」を「民生局子ども家庭支援センター児童相談課」に改め、同条第8項中「子ども家庭支援センター長」を「民生局子ども家庭支援センター長」に改める。

第4章第2節の節名中「健康部」を「民生局健康部」に改める。

第4章第3節の節名中「子ども育成部」を「民生局子ども育成部」に改める。

第33条第1項表以外の部分中「子ども育成部保育課」を「民生局子ども育成部保育課」に改め、同条第3項中「子ども育成部保育課長」を「民生局子ども育成部保育課長」に改める。

第35条第1項中「子ども育成部保育課」を「民生局子ども育成部保育課」に改め、同条第3項中「子ども育成部保育課長」を「民生局子ども育成部保育課長」に改める。

第53条中「福祉部福祉総務課の」を「民生局福祉部福祉総務課の」に、「福祉部福祉総務課長」を「民生局福祉部福祉総務課長」に改める。

第54条中「福祉部福祉総務課」を「民生局福祉部福祉総務課」に改める。

第55条中「福祉部障害福祉課の」を「民生局福祉部障害福祉課の」に、「福祉部障害福祉課長」を「民生局福祉部障害福祉課長」に改める。

第56条中「福祉部障害福祉課」を「民生局福祉部障害福祉課」に改める。

第57条中「健康部健康総務課の」を「民生局健康部健康総務課の」に、「健康部健康総務課長」を「民生局健康部健康総務課長」に改める。

第58条中「健康部健康総務課」を「民生局健康部健康総務課」に改める。

第60条中「健康部健康総務課の」を「民生局健康部健康総務課の」に、「健康部健康総務課長」を「民生局健康部健康総務課長」に改める。

第61条中「健康部健康総務課」を「民生局健康部健康総務

課」に改める。

第62条中「子ども育成部子ども育成総務課の」を「民生局子ども育成部子ども育成総務課の」に、「子ども育成部子ども育成総務課長」を「民生局子ども育成部子ども育成総務課長」に改める。

第63条中「子ども育成部子ども育成総務課」を「民生局子ども育成部子ども育成総務課」に改める。

第64条中「子ども育成部子ども育成総務課の」を「民生局子ども育成部子ども育成総務課の」に、「子ども育成部子ども育成総務課長」を「民生局子ども育成部子ども育成総務課長」に改める。

第65条各号列記以外の部分中「子ども育成部子ども育成総務課」を「民生局子ども育成部子ども育成総務課」に改める。

第66条中「子ども育成部子ども健康課の」を「民生局子ども育成部子ども健康課の」に、「子ども育成部子ども健康課長」を「民生局子ども育成部子ども健康課長」に改める。

第67条各号列記以外の部分中「子ども育成部子ども健康課」を「民生局子ども育成部子ども健康課」に改める。

第68条中「子ども育成部保育課の」を「民生局子ども育成部保育課の」に、「子ども育成部保育課長」を「民生局子ども育成部保育課長」に改める。

第69条各号列記以外の部分中「子ども育成部保育課」を「民生局子ども育成部保育課」に改める。

第74条第1項第5号及び第6号中「福祉部福祉総務課」を「民生局福祉部福祉総務課」に改め、同項第7号中「福祉部障害福祉課」を「民生局福祉部障害福祉課」に改め、同項第8号中「福祉部介護保険課」を「民生局福祉部介護保険課」に改め、同項第9号中「福祉部健康保険課」を「民生局福祉部健康保険課」に改め、同項第10号中「健康部保健所健康づくり課」を「民生局健康部保健所健康づくり課」に改め、同項第11号及び第12号中「子ども育成部子ども育成総務課」を「民生局子ども育成部子ども育成総務課」に改め、同項第13号中「子ども育成部子ども青少年給付課」を「民生局子ども育成部子ども青少年給付課」に改め、同条第2項第25号中「福祉部福祉総務課」を「民生局福祉部福祉総務課」に改め、同項第26号中「福祉部地域福祉課」を「民生局福祉部地域福祉課」に改め、同項第27号中「福祉部障害福祉課」を「民生局福祉部障害福祉課」に改め、同項第28号中「福祉部健康長寿課」を「民生局福祉部健康長寿課」に改め、同項第29号及び第30号中「福祉部介護保険課」を「民生局福祉部介護保険課」に改め、同項第31号中「健康部健康総務課」を「民生局健康部健康総務課」に改め、同項第32号から第34号までの規定中「健康部市立病院課」を「民生局健康部市立病院課」に改め、同項第35号及び第36号中「健康部保健所健康づくり課」を「民生局健康部保健所健康づくり課」に改め、同項第37号中「健康部保健所健康づくり課及び子ども育成部子ども健康課」を「民生局健康部保健所健康づくり課及び民生局子ども育成部子ども健康課」に改め、同項第38号中「子ども育成部子ども育成総務課」を「民生局子ども育成部子ども育成総務課」に改め、同項第39号中「子ども育成部保育課」を「民生局子ども育成部保育課」に改め、同項第40号及び第41号中「子ども育成部幼児児童施設課」を「民生局子ども育成部幼児児童施設課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市規則第101号

職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則

職員の希望降任に関する規則（平成16年横須賀市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア中「部長」を「民生局長、部長」に改める。

附 則
この規則は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市規則第102号

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市職員の退職管理に関する規則（平成28年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第10号とし、第1号から第5号までを4号ずつ繰り下げ、第5号の前に次の4号を加える。

- (1) 民生局福祉部長
- (2) 民生局健康部長
- (3) 民生局こども育成部長
- (4) 民生局こども家庭支援センター長

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市規則第103号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和33年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

57	1
58	2
58	3
59	4
59	5
60	6
60	7
61	8
61	9

を

57	2
58	3
58	4
59	5
59	6
60	7
60	8
61	9
61	10

に

改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市規則第104号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和34年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

8級の職務にある者	110,000	円
-----------	---------	---

を

8級の職務のうち局長の職務にある者	120,000	円
-------------------	---------	---

を

8級の職務のうち部長の職務にある者	110,000
-------------------	---------

に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第13号

公共施設マネジメント戦略会議設置規程（平成29年横須賀市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

第6条第2項中「及び教育長」を「、教育長及び民生局長」に改める。

別表中「教育長」を「教育長 民生局長」に、「福祉部長 健康部長 こども育成部長 こども家庭支援センター長」を「民生局福祉部長 同健康部長 同こども育成部長 同こども家庭支援センター長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市訓令甲第14号

自殺対策推進本部設置規程等の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

（自殺対策推進本部設置規程の一部改正）
第1条 自殺対策推進本部設置規程（平成30年横須賀市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「健康部保健所健康づくり課」を「民生局健康部保健所健康づくり課」に改める。

別表中「第1条各号」を「第1条第1項各号」に改める。
（電子署名取扱規程の一部改正）

第2条 電子署名取扱規程（令和2年横須賀市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

別表市長（市立病院課）の項中「健康部市立病院課長」を「民生局健康部市立病院課長」に改める。
（高齢者虐待防止センター設置規程の一部改正）

第3条 高齢者虐待防止センター設置規程（平成19年横須賀市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉部地域福祉課事務室」を「民生局福祉部地域福祉課事務室」に改める。
（よこすか成年後見センター設置規程の一部改正）

第4条 よこすか成年後見センター設置規程（令和2年横須賀市訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉部地域福祉課事務室」を「民生局福祉部地域福祉課事務室」に改める。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市訓令甲第15号

危機事案対策本部等設置規程（平成17年横須賀市訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

別表中「教育長」を「教育長 民生局長」に、「第1条各号」を「第1条第1項各号」に改める。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市訓令甲第16号

専決規程（平成8年横須賀市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

副市長	副市長	局長
課長	課長	

を

に改め、同項を同

表第4項とし、同表第2項の表中「局長」を「消防局長」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 局（健康安全科学センターを除く。）

決裁区分 専決事項	副市長	局長	部長	課長	合議
休暇・欠勤承認	局長の1日を超える期間	1 局長の1日以内 2 部長の1日を超える期間	1 部長の1日以内 2 課長、医長	所属職員	
遅参・早退・その他服務承認		局長	部長、課長、医長	所属職員	
週休日の振替・代休日の指定		局長	部長、課長、医長	所属職員	
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令				所属職員	
市内出張命令		局長	1 部長、課長、医長 2 附属機関の委員等	所属職員	人事課長（規定の額によらない旅費を受ける場合に限る。）
市外出張命令	局長の2日以上	1 局長の1日以内 2 部長の2日以上	1 部長の1日以内 2 課長、医長 3 附属機関の委員等	所属職員	
海外出張命令	課長		医長、係長又は主査以下の職員		総務部長及び人事課長
特殊な身分証票の交付			全般		
			1 係長又は主査以下の配置換（部内に限る。） 2 職に		総務部長

任免			より任命する委員及び特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免	会計年度任用職員の任免	（部長決裁区分の1に限る。）及び人事課長
----	--	--	-------------------------------------	-------------	----------------------

別表第3注に関する部分第1項第3号中「第1項及び第2項」を「第1項、第2項及び第3項」に改め、同部分第2項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同部分第3項中「第6項」を「第8項」に改める。

別表第4第1項の表中

副市長	副市長	局長
全般	全般	
100万円	100万円	
5,000万円	5,000万円	
1億円	1億円	
2,000万円	2,000万円	
2,000万円	2,000万円	
2,000万円	2,000万円	
200万円	200万円	
10万円を超えるもの	10万円を超えるもの	
10万円を超えるもの	10万円を超えるもの	

を

に改め、同表第2

「、当該学校の教頭」を「、当該学校の教頭とする。」に、
「、当該学校の校長」を「、当該学校の校長とする。」に改める。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市訓令甲第19号

中学校完全給食推進本部設置規程（平成28年横須賀市訓令甲第9号）は、廃止する。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

訓 令 乙

横須賀市訓令乙第4号

行政組織条例（昭和44年横須賀市条例第24号）の一部改正及び事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部改正に伴い、次の表の左欄に掲げる部課等に勤務する職員は、別に人事異動通知書を発せられないときは、令和3年8月1日付けで、それぞれ右欄に掲げる部課等に勤務を命ぜられたものとする。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

福祉部	福祉総務課	民生局福祉部	福祉総務課
	地域福祉課		地域福祉課
	指導監査課		指導監査課
	障害福祉課		障害福祉課
	生活支援課		生活支援課
	生活福祉課		生活福祉課
	健康長寿課		健康長寿課
	介護保険課		介護保険課
健康部	健康総務課	民生局健康部	健康総務課
	市立病院課		市立病院課
	保健所健康づくり課		保健所健康づくり課
	保健所生活衛生課		保健所生活衛生課
	健康安全科学センター		健康安全科学センター
こども育成部	こども育成総務課	民生局こども育成部	こども育成総務課
	こども青少年給付課		こども青少年給付課
	こども健康課		こども健康課
	保育課		保育課
	幼保児童施設課		幼保児童施設課
こども家庭支援センター	こども家庭支援課	民生局こども家庭支援センター	こども家庭支援課
	児童相談課		児童相談課

横須賀市訓令乙第5号

平成23年横須賀市訓令乙第2号（福祉部福祉総務課ほか8課

に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について）の一部を次のように改正し、令和3年8月1日から施行する。

令和3年7月30日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「福祉部福祉総務課」を「民生局福祉部福祉総務課」に、「こども育成部こども青少年給付課」を「民生局こども育成部こども青少年給付課」に、「こども家庭支援センターこども家庭支援課」を「民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課」に改める。

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第12号

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条学校食育課の部中第6号を次のように改める。

(6) 学校給食センターの管理に関すること。

第7条の2に次の1号を加える。

(9) 学校給食センター

第25条を第26条とし、第20条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第19条の次に次の1条を加える。

(学校給食センター)

第20条 学校給食センターの所長は、学校教育部学校食育課長をもって充てる。

2 学校給食センターの職員は、学校教育部学校食育課の職員をもって充てる。

3 学校給食センターに係長及び主査を置くことができる。この場合において、係長及び主査の配置は、学校教育部長が定める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第13号

教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則（平成15年横須賀市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「健康部長」を「民生局健康部長」に改める。

第1条中「健康部長」を「民生局健康部長（以下「健康部長」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。